



# 公民館で営利活動ができるようになりました

令和4年  
4月から  
利用を拡大

ただし、商品の販売・紹介・展示、試食、実演、契約行為等ではありません。

## ＜公民館利用の拡大＞

令和4年4月から、公民館利用団体・市民活動団体等の利用を優先したうえで、営利団体・企業や政治団体、宗教団体による公民館利用が一部可能となりました。

- ・公民館登録団体
- ・自主グループ
- ・個人等が行う学習活動等



これまでどおり  
優先的に利用



**New**

新たに営利活動などの利用ができるようになりました

※利用できる活動には制限があります

※窓口で聞き取りやチェックシートにより利用目的等を確認します

市民の学習・  
活動機会の拡充、  
施設の有効活用

## 利用できる活動

- ◆営利団体や企業、個人事業者等による市民の生涯学習に資する活動
  - ・生涯学習に関する各種教室の開催  
(ダンス、フィットネス、料理、ピアノ、書道、英会話、学習塾等)
- ◆会議等
  - ・社員会議、入社試験、面談等

## 利用できない活動

- ◆直接的な営利活動
  - ・物品の販売
  - ・商品の紹介、展示、試食、実演
  - ・契約行為等



## 【営利料金】

営利団体、企業、個人事業者や営利を目的とする場合の使用料は、以下の使用料の営利利用料金が適用されます。

区分 (単位:円/1時間)		営利利用料金		非営利利用料金		
		市内	市外	市内	市外	
会議室	100 m <sup>2</sup> 未満	1,100	2,200	300	600	
	100 m <sup>2</sup> 以上	2,200	4,400	600	1,200	
体育室	エアコン	半面	2,200	4,400	600	1,200
		無	4,400	8,800	1,200	2,400
	エアコン	半面	3,000	6,000	800	1,600
		有	6,000	12,000	1,600	3,200

※深谷、八基、岡部、花園、川本の体育室はエアコン有



深谷市教育部生涯学習スポーツ振興課

〒366-8501 深谷市仲町 11-1 (深谷市役所 2階 22 番窓口) 電話 : 048-572-9581